

# 確定申告

2月16日から受け付け開始

# 申告の準備はお早めに

所得税・消費税の申告期間が、2月16日(月)から始まります。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑します。申告の準備は早めに行いましょう。

## 作成・相談・提出会場

### 銚子商工会館

平成26年分の所得税、贈与税、消費税の申告書作成・相談・提出会場は、銚子商工会館(＝案内図)です。

### ◆設置期間

2月16日(月)～3月26日(木)

※土・日・祝日除く

### ◆受付時間

8時30分～16時

※相談時間は9時～17時、提出は17時まで。

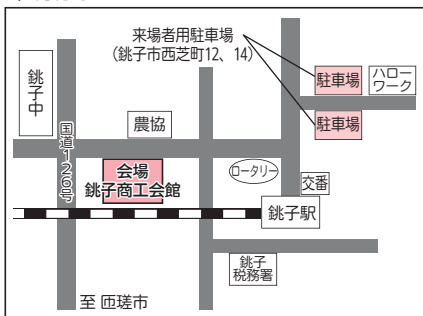


## 確定申告の申告期限

所得税・復興特別所得税、贈与税  
— 3月16日(月)

消費税・地方消費税  
— 3月31日(火)

### ◆案内図



### ◆所在地

銚子市三軒町19番地4  
(銚子駅から徒歩4分)

### ◆その他

・所得税などの納税証明書が必要な人は、銚子税務署で手続きをしてください。  
・納税窓口は設けていないので、振替納税を利用するか、金融機関で納付してください。

■ 匝瑳市内での相談・提出も従来通り行います。詳細は、広報そうさ2月号でお知らせします。

### 記載漏れに注意

### 復興特別所得税

東日本大震災の復興施策の財源確保のため、平成25年から49年までの各年分については、「復興特別所得税」を所得税と合わせて申告する必要があります。確定申告書の作成に当たり、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。  
《復興特別所得税額の計算》  
基準所得税額(全所得に対する所得税額)に2・1%を乗じて算出した額

### 提出をお忘れなく

### 国外財産調査書

国外に財産を所有する人は、平成26年12月31日現在において、国外財産の価額の合計額が5千万円を超える場合、「国外財産調査書」を提出する必要があります。提出期限は、3月16日(月)です。

### 対象者の拡大

### 記帳・帳簿書類の保存

平成26年1月から、個人の

## ぜひお越しを 申告相談会

次の通り申告書の作成相談会を開催します。

### 所得税などの申告書作成相談会

税務署職員が、所得税、消費税、事業税、市・県民税の申告に関する相談をお受けします。譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)のあった人も、ぜひご相談ください。  
日時：2月12日(木)、13日(金) 9時30分～12時、13時～15時30分  
場所：市民ふれあいセンター

白色申告者で事業や不動産貸付業(事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務)を行う全ての人が、記帳と帳簿書類の保存が必要となりましたので、ご注意ください。制度詳細や記帳方法などについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

※これまでは、白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの合計額が3百万円を超える人のみ対象。

### 2階会議室

※申告期間中の税務署職員による出張相談はありませんので、本機会をご利用ください。

### 税理士による小規模事業者などのための無料申告相談会

税理士による小規模事業者向けの相談会です。  
日時：2月12日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分  
場所：市民ふれあいセンター2階会議室  
※譲渡所得のあった人や所得金額・収入金額が高額な人、相談内容が複雑な人は、税務署の相談をご利用いただくか、有料の相談を受けてください。

※このページに関する問い合わせは銚子税務署 ☎0479-22-1571へ

## 障害者控除の対象になる場合があります

障害者手帳を持っていない人でも、65歳以上で要介護認定を受けており、障がい程度の同等であると認められる人（認知症または寝たきり状態にある人）は、障害者控除の対象となります。

所高齢者支援課の窓口で申請をしてください（申請書は同課に備え付けてあります）。  
※本人以外の親族が申請する場合は、要介護認定などに関する調査を行うことについて、本人の同意が必要です。

確定申告の際に用いる書類として「障害者控除対象者認定書」を交付していただきますので、交付を希望する人は、申請手続きをしてください。

◆**認知症・寝たきり状態についての認定基準**  
認知症：家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがあり、誰かが注意していなければ自立できない状態  
寝たきり：介護なしには外出

◆**手続き方法**  
「介護保険被保険者証」（緑色のもの）を持参の上、市役

所高齢者支援課の窓口で申請をしてください（申請書は同課に備え付けてあります）。  
※本人以外の親族が申請する場合は、要介護認定などに関する調査を行うことについて、本人の同意が必要です。

## 便利な「e-Tax」のご利用を

「e-Tax」とは、インターネット経由で国税の電子申告・納税を行うシステムです。e-Taxを使って申告・納税を行うと、次の利点があります。

### 《e-Taxの利点》

①添付書類の省略…医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することでこれらの書類の提出または提示を省略できます（申告期限から5年間、書類の提出・提示を求められることがあります）。

②還付がスピーディー…e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理するため、還付金を早く受け取ることができます。

③24時間受け付け…確定申告期間中は、24時間提出（送信）が可能です。

### 《国税庁のe-Taxに関するホームページ》

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

問 銚子税務署 ☎0479-22-1571

できない状態  
◆**認定基準日**  
平成26年12月31日

※同年中に対象者が死亡しているときはその死亡日

問 高齢者支援課介護保険班  
☎73・0033

## 社会保険料控除額の確認に納付確認書をご利用ください

確定申告時の社会保険料控除額の確認用に、その年に納付した国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者保険料（公的年金などからの天引き分を除く）の「納付確認書」を発行しています。

手数料はかかりませんので、確認書が必要な人は、市役所税務課または野栄総合支所の窓口で申請をしてください。なお、本人または同一世帯の親族以外の人が申請する場合は、本人の委任状が必要です。 ※「納付済確認書」は郵送していません。

問 税務課市民税班  
☎73・0087

## 給与支払報告書 償却資産申告書

# 2月2日（月）

までに提出を

### ▼給与支払報告書

事業主や青色申告をしている人が、平成26年中に従業員などに給与・賃金を支払った場合は、「給与支払報告書」（写真）を提出する義務があります。

### ◆対象となる給与・賃金

支払額の多少にかかわらず全てのパート・アルバイト・専従者などに支払ったもの（退職者分も含みます）。

### 《提出先》

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2  
匝瑳市役所税務課市民税班

### ▼償却資産申告書

償却資産とは、農業や工場、商店などを営む法人や個人が、その事業のために用いることができる機械・器具などの「有形固定資産」のことをいいます。

これらの償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を、資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

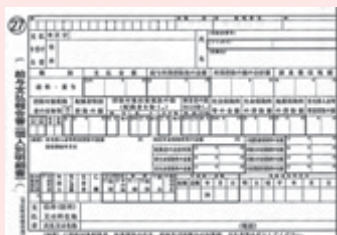
◆償却資産の例	
農業	田植え機、乾燥機、糞溜り機、家畜舎、ハウス、ポンプ、動力噴霧器 など
自営業	レジスター、パソコン、自動販売機、エアコン、応接セット など
建設業	パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機 など

※平成26年中に申告を受けた人には、12月中旬に申告書を送付しました。なお、新たに償却資産を取得した人で申告書が必要なき場合は、左記までお問い合わせください。

### 問 税務課

給与支払報告書に関すること…市民税班  
償却資産申告書に関すること…資産税班

☎73・0087



給与支払報告書